

空き家の解体費用助成します！！！！

～ 焼津市空き家除却事業補助金 ～

最大
30万円

■対象者

空き家の所有者又は管理者

■対象となる空き家

S56.5.31 以前に建築された住宅(※1)で以下のいずれかに該当

- ・ 空き家になって5年以上経過したもの
- ・ 焼津市空き家バンクに登録し2年以上経過したもの
- ・ 宅地建物取引業者と媒介契約を締結し2年以上経過したもの
- ・ 建築基準法第43条の規定を満たしていないもの（無接道の空き家）

(※1) 住宅：一戸建て住宅、長屋、店舗等の用途を兼ねるもの

※ TOUKAI-0 事業による耐震補強工事の補助を受けたものを除く



■助成内容

(1) 補助対象経費

- ・ 空き家の除却工事に要する経費
- ・ 空き家に附属する門及び塀等の撤去に要する経費
- ・ 空き家が建つ敷地内の立木等の伐採に要する経費

(2) 補助額

補助対象経費の3分の1以内の額とし、30万円を限度とする。

■申請期限

令和6年2月29日迄

※予算の上限に達した時点で受付終了となります。

**※除却後の申請はできません。
ご相談、申請は除却工事の契約前に必ずお願いします。**



◆制度の詳しい条件については、下記窓口へお問い合わせください。

担当窓口 焼津市 建築住宅課 住宅担当
☎ 054-626-2163 Email : jutaku@city.yaizu.lg.jp